Osaka University Knowledge Archive

Title	大阪大学高等教育研究　第10号　規約／奥付
Author(s)	
Citation	大阪大学高等教育研究. 2022, 10
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/87509
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

『大阪大学高等教育研究』に関する規約

（趣旨）

第１条　『大阪大学高等教育研究』（以下「高等教育研究」という。）に関する執筆・編集及び出版については、この規約の定めるところによる。

（編集委員会）

第２条　高等教育研究の編集及び出版に関する業務を行うために高等教育研究編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、若干名の委員をもって構成する。委員は全学教育推進機構長が全学教育推進機構の専任教員及び兼任教員の中から指名する。

３　委員の任期は２年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員会に委員長を置き、第２項の委員のうちから互選する。

（執筆者の範囲）

第３条　高等教育研究の筆頭著者となることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

一　本学の教職員

二　本学の学生

三　委員会が特に適当と認めた者

２　筆頭著者が前項第２号であって、共著者に本学の専任教員が含まれない場合は、本学の専任教員の推薦を得なければならない。

（原稿の提出）

第４条　高等教育研究の筆頭著者又は責任著者は、委員会の指定した期日までに原稿を委員会に提出するものとする。

（著作権の委譲）

第５条　筆頭著者又は責任著者は、所定の「著作権委譲承諾書」に著者全員の署名又は記名・捺印を付して原稿とともに送付しなければならない。

（提出することができる原稿の種類）

第６条　提出することができる原稿の種類は、次の各号に掲げるものとする。

一　全学教育推進機構の活動に関連する、学術論文、調査報告、講演記録、その他の学術的価値を有する内容のもの。

二　高等教育に関わる、学術論文、調査報告、その他の学術的価値を有する内容のもの。

三　その他、委員会が特に必要と認めたもの。

（原稿の採否）

第７条　原稿の採否については、委員会で審査の上、これを決定する。なお、委員会は、必要に応じて提出された原稿の査読を委員会構成員以外の者に依頼することができる。

（編集）

第８条　提出された原稿は、委員会が編集する。

（出版の回数・発行部数）

第９条　高等教育研究の出版は各年度１回とし、発行部数はその都度委員会が決定する。

２　執筆者に対する別刷は、30部以内とする。

（配付）

第10条　出版された高等教育研究の配付を受けることができるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　全学教育推進機構専任又は兼任の教員

二　本学内の各部局（研究科、センター、附置研究所、その他）

三　全学教育推進機構と学術交流を有する国内外の諸機関

四　委員会が特に認めた者

（細部事項）

第11条　この規約の定めるもののほか必要な事項は、委員会の定めるところによる。

（規約の変更）

第12条　委員会がこの規約を改正した場合は、全学教育推進機構会議に報告するものとする。

附　則

この規約は、平成24年10月12日から施行する。

附　則

この改正は、平成30年12月14日から施行する。

大阪大学全学教育推進機構
『大阪大学高等教育研究』執筆要領

1　掲載誌名『大阪大学高等教育研究』
英語名称は、Osaka University Higher Education Studiesとする。

2　投稿資格（筆頭著者になれる者の資格）
⑴　大阪大学の教職員
⑵　大阪大学の学生
⑶　委員会が特に適当と認めた者
※筆頭著者が上記⑴または⑵あれば、上記以外の著者との共著を認めるものとする。
※筆頭著者が大阪大学の学生であり、共著に大阪大学の専任教員が含まれない場合は、本学の専任教員による推薦を得るものとする。

3　原稿の内容
⑴　高等教育に関する論考またはそれに準じるもの
⑵　大阪大学における教育活動に関する論考またはそれに準じるもの
⑶　その他、委員会が特に適当と認めたもの

4　原稿の種類
⑴　論説（高等教育の活動、政策、動向等に関する提案、提言）
⑵　原著（独創的な研究論文および科学的な観察）
⑶　総説（研究・調査論文の総括および解説）
⑷　調査報告（高等教育に関する試論的報告、資料の提供等）
⑸　教育実践レポート（大学の授業など高等教育に関する実践報告）
⑹　講演記録（全学教育推進機構または共通教育に関するシンポジウムや講演会の記録）
⑺　資料（高等教育に関する有用な資料）
⑻　その他　⑴〜⑺以外で編集委員会が認めたもの

5　原稿作成上の注意
⑴　A4版の用紙に、横書きでフォント10.5ポイント、余白30mmで印字する。原稿は、Microsoft word等で作成し、数字およびアルファベットは原則として半角とする。
⑵　投稿原稿は日本語か英語とする。日本語の場合、図、表および写真の説明は英文で記載してもよい。
⑶　図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつけ本文とは別にまとめておき、原稿にそれぞれの挿入希望位置を指定する。表は1枚の用紙に1つとする（図、写真についても同じ）。図は原則としてそのまま掲載できる明瞭なものとする。
⑷　注は文末脚注とし、本文の最後にまとめて記載すること。
⑸　文献の記載様式は特に定めない。ただし、インターネットのサイトについては、参照日を付記すること。
⑹　投稿原稿の内容が倫理的配慮を必要とする場合は、必ず「方法」の項に倫理的配慮や研究対象者への配慮をどのように行ったかを記載すること。
⑺　原稿の終わりに謝辞等の項目を設けることができる。当該研究の遂行や論文作成に際して、企業・団体等から研究費助成、資料提供、便宜供与などの経済的支援を受けた場合は、ここにその旨を記載すること。
⑻　日本語の原稿には日本語の抄録、250語程度の英文抄録、日本語のキーワード、英語のキーワードをつける。英語の原稿には250語程度の英文抄録、英語のキーワードをつける。ただし、講演記録、資料については、これを省略することができる。また、英文は専門家によるチェックを必ず受けること。
⑼　原稿には全学教育推進機構ホームページからダウンロードした表紙を付し、表題、英文表題、著者名・所属機関、希望する原稿の種類、原稿の分量、責任著者の連絡先（所属部局、電子メールアドレス）を記載する。

6　投稿の手続き
⑴　投稿は原稿およびそのPDFを応募締切日までに電子メールでhe_studies.celas@office.osaka-u.ac.jpまで送信する。また、本文、図、表、写真、抄録などすべてのデータを印刷したもの、投稿チェックリストおよび著作権委譲承諾書（すべての著者直筆署名が必要）を編集委員会事務局に郵送等で提出する。

【原稿提出先】

〒560-0043　大阪府豊中市待兼山町1-16
大阪大学全学教育推進機構
「大阪大学高等教育研究」編集委員会事務局
E-mail: he_studies.celas@office.osaka-u.ac.jp
URL: http://www.celas.osaka-u.ac.jp/publications/ouhes/

⑵　投稿された原稿（図版、写真、CD等を含む）は原則として返却しない。
⑶　投稿原稿は、原則として査読者（レフェリー）による査読の上、編集委員会がその採否ならびに種類を決定する。
⑷　著者による校正は初校のみとする。
⑸　投稿料および掲載料は無料とする。

7　著作権について

掲載者は、掲載論文の著作権のうち、複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権について、大阪大学全学教育推進機構に帰属し、大阪大学図書館の機関リポジトリ等にて公開されることを了承する。

（改訂　2022年1月13日）

大阪大学高等教育研究　編集委員会

編集委員長　安部有紀子　大阪大学全学教育推進機構（～ 2021.9）
現 名古屋大学高等教育研究センター
中村　征樹　大阪大学全学教育推進機構（2021.10 ～）
編 集 委 員　浅野　建一　大阪大学全学教育推進機構
大山　牧子　大阪大学全学教育推進機構
坂尻　彰宏　大阪大学全学教育推進機構
島本　英樹　大阪大学全学教育推進機構
陳　　昱龍　大阪大学全学教育推進機構

大阪大学高等教育研究　10
Osaka University Higher Education Studies 10

2022年3月25日　発行

編集　大阪大学全学教育推進機構　高等教育研究編集委員会
発行　大阪大学全学教育推進機構
〒560-0043大阪府豊中市待兼山町1-16
電話　06-6850-6953
印刷　能登印刷株式会社

Osaka University Higher Education Studies

大阪大学高等教育研究

2022. 3

10

ISSN 2187-6002

Center for Education in Liberal Arts and Sciences
Osaka University